

令和5年度第1回登米市入札契約監視委員会

日時：令和5年7月18日（火）

午後2時～

場所：登米市役所迫庁舎

3階 第4委員会室

次 第

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 報 告

(1) 令和4年度（下半期）入札及び契約の状況報告・・・資料1

(2) 指名停止措置の運用状況報告・・・・・・・・・・資料2

(3) 過去の委員会意見に対する対応状況報告・・・・・・・・資料3

4 議 題

(1) 抽出事案の審議・・・・・・・・・・・・・・・・資料4

5 その他

6 閉 会

令和4年度入札方式別集計表

契約期間：令和4年10月1日～令和5年3月31日

入札方式	件数	区分・品目	備考
①一般競争入札	1件	役務の提供	1件
②条件付一般競争入札	1件	工事 土木一式工事	1件 1件
③制限付一般競争入札	62件	工事 土木一式工事 水道施設工事 建築一式工事 と・土・コン工事 解体工事 舗装工事 電気工事 機械器具設置工事 機械器具設置工事及び電気工事 塗装工事 防水工事 建設関連業務	57件 22件 10件 3件 1件 1件 12件 1件 3件 2件 1件 1件 5件
④総合評価一般競争入札	1件	工事 土木一式工事	1件 1件
⑤指名競争入札	232件	工事 土木一式工事 水道施設工事 浄化槽設置工事 建築一式工事 舗装工事 電気工事 管工事 建設関連業務 物品（購入・製造・賃貸） 役務の提供	43件 11件 8件 15件 3件 1件 3件 2件 10件 72件 107件
総契約件数	297件		

指名停止情報

令和5年7月6日現在

番号	商号又は名称	所在	指名停止の始期	指名停止の終期	指名停止 期 間	指名停止する登録業種	指名停止措置事由
1	(株)大塚商会	東京都	令和4年10月28日	令和5年10月27日	12月	物品の製造・販売 役務の提供	独占禁止法違反
2	(株)ニチイ学館	東京都	令和4年10月28日	令和5年10月27日	12月	物品の製造・販売 役務の提供	独占禁止法違反
3	(株)水機テクノス	東京都	令和5年2月27日	令和5年8月26日	6月	建設工事、物品の製造 ・販売、役務の提供	建設業法等関係法令違反
4	水道機工(株)	東京都	令和5年3月15日	令和5年9月14日	6月	建設工事、物品の製造 ・販売、役務の提供	建設業法等関係法令違反
5	青木あすなろ建設(株)	東京都	令和5年4月12日	令和5年7月11日	3月	建設工事	建設業法等関係法令違反
6	(株)セレスポ	東京都	令和5年4月12日	令和6年4月11日	12月	役務の提供	独占禁止法違反
7	三菱電機(株)	東京都	令和5年5月19日	令和5年8月18日	3月	建設工事、 物品の製造・販売	不正又は不誠実な行為
8	(株)フジタ	東京都	令和5年7月6日	令和5年8月5日	1月	建設工事	不正又は不誠実な行為

登米市入札契約監視委員会からの意見に対する対応状況（※入札・契約手続き全般に関する意見を抜粋）

No.	年	開催回	年月日	委員会意見	対応状況			取り組みによる効果
					現状	実施時期	具体的取り組み	
1	R2	第1回委員会 (書面開催)	R2.10.9～ R2.11.24	・不落随意契約がやむを得なかったとしても、頻発するのは好ましいことではないと思われる。契約時期が年度末とならないように早めに入札を行うことも対応策の一つであると思われる。	対応済	R2.12月	・翌年度当初から業務等を行うために債務負担行為による契約の締結が必要となる案件について、これまでは2月定期議会で債務負担行為の補正を行い入札を執行していたが、2カ月前倒して12月定期議会での対応とすることにより、入札執行時期を早めた。	・入札執行時期を早めることにより、1度目の入札で不調という結果であっても、指名業者や設計内容の見直しを行い、再度入札を執行する期間が持てるようになった。このことにより、「年度末で早急に業者を決定する必要がある」といった理由で、当初から不落随意契約の条件を設定する案件を減らすことができた。
2	R3	第1回委員会	R3.7.29	・見積りを2者から取ったが、落札した会社も見積りをした会社だったことを考えると、その1者のみが入札し、落札したと考えることもできる。不正等が発生する蓋然性を如何に排除した状況が作れるかにも注意が必要と考える。	随時	R4.10月	・翌年度予算要求の時期等に、事業費積算の基礎とするための参考見積書徴取のあり方、採用単価の算出方法に関する留意点等についての通知を行った。	・予算要求時期等に通知を出すことで、入札において適切な競争性を保つための予算確保に対する意識付けを行い、且つ、特定の業者との癒着など、不正な入札の排除に繋がるのが期待できる。
3	R3	第2回委員会	R3.12.21	・高額な工事が適正に応札されているという客観性の担保が必要であることは言うまでもないが、そのためには、応札者数が複数で競争原理が働いていることが基本的要件となる。予定価格の積算が容易になってきている昨今、透明性と競争性の確保が必要であると思われる。	対応済	R4.7月	・1者入札の取り扱いについては、東日本大震災後の特例として、指名競争入札において応札者が1者であっても入札は有効として取り扱って来たが、令和4年7月1日以降の指名通知案件については、工事の指名競争入札において1者のみの応札だった場合、入札を中止とする改正を行った。	・複数者で価格を競い合うことが競争入札の本来の姿であり、1者入札の取り扱いを見直すことで競争入札の透明性を確保するとともに、適正な競争性を確保することにより、より経済的な契約締結に繋がるのが期待できる。
4	R3	第2回委員会	R3.12.21	・どのようにして競争条件を維持していくか、入札方法や業者選定条件の設定について一層工夫する余地があると思われる。また、その前段の業者登録の書類作成、提出方法などの簡素化も進め、応募しやすくしていくべきであろう。	随時	R4.11月	・入札方法や業者選定条件の設定については、過去の入札結果などを参考にしながら、入札案件ごとに随時検討を行う。 ・業者登録の簡素化に関しては、令和5・6年度の登米市競争入札参加資格審査申請書類について、総務省で定めた標準様式を採用することとした。	・国で定めた統一様式を採用することで、事業者の事務負担の軽減に資することはもとより、入札参加を容易なものとするにより、最適な事業者の選定に寄与することが期待できる。
5	R4	第1回委員会	R4.7.19	・設計書の積算に当たって参考見積書を徴取した2者のうちの1者が落札者となった案件があり、参考見積書を徴取した業者を入札に参加させるのは好ましいことではない。	検討中	未定	・参考見積書を徴した業者を入札へ参加させないとした場合、参考見積書の提出を拒否されるおそれがある。参考見積書を徴した業者を入札に参加させることについては、必ずしも認められていないことではなく、県においてもその運用基準が定められていることから、今後、登米市建設技術調整委員会等の場で、その取り扱いについて検討を重ねて行きたい。	・参考見積書を徴した業者の入札参加について明確な基準を定めることにより、特定の業者との癒着など、不正な入札の排除に繋がるのが期待できる。
6	R4	第2回委員会	R5.1.17	・最低制限価格及び低入札価調査格制の適用について、入札参加予定者に情報として知らしめる必要がある。	対応済	随時	・最低制限価格及び低入札価調査格制の適用については、一般競争入札であれば公告の記載事項として、指名競争入札であれば指名通知の記載事項として記載し入札参加希望業者へ周知を行っている。	・工事等の品質低下及び市場価格よりも著しく低い価格で入札し契約締結するダンピング受注を防止することで、手抜き工事及び労働条件の悪化を防ぐとともに品質の確保が期待できる。
7	R4	第2回委員会	R5.1.17	・指名競争入札の入札参加資格業者の登録業種区分が大まかなため多数の業者を指名することになり、非効率的なやり方になっている。 ・最低制限価格制度を適用できない場合の品質保証をどう考えるべきか。	対応済	随時	・入札参加資格業者の登録については、その登録期間を2年としており、次回の登録手続までに種目区分の見直しを検討し対応することとした。 ・最低制限価格制度を適用できない場合は、入札参加業者に事前に入札物品承諾願いの提出を義務付けている。	・種目を細分化することで、業者の希望もあるが、入札に参加を望まない種目への登録を防ぎ、指名業者数を減らし、効率的な入札執行が期待できる。 ・物品購入は最低制限価格制度を適用できないため、入札物品承諾願いの提出により仕様を事前確認することで品質の確保が期待できる。

審議案件一覧

(令和4年10月1日～令和5年3月31日)

No	入札方式	工事名称(業務名称)	区分・種目	予定価格 (税抜) (円)	担当課
1	一般競争入札	登米市市民バス運行業務	役務の提供	532,362,000	市民協働課
2	指名競争入札	登米市祝祭劇場地下階エアコン復旧工事	管工事	3,594,679	市民協働課
3	制限付 一般競争入札	4災第60105号館の下川外災害復旧工事	土木一式工事	13,271,139	道路課
4	指名競争入札	複写機賃貸借(農業委員会事務局)	物品(賃貸)	58,385	農業委員会 事務局
5	指名競争入札	市民輸送兼用スクールバス及び幼稚園送迎バス (米山東小、米山幼) 運行業務	役務の提供	118,269,000	学校教育課
6	随意契約	地方税共通納税システム対象税目拡大(QRコード活用を含む)に伴う滞納管理システム改修業務	業務委託	3,520,000	税務課

審議概要	
案件No	1
案件名	登米市市民バス運行業務
入札経過及び結果等	本案件は一般競争入札で執行したところ、1者の入札参加申請があり、落札率は99.93%であった。令和5年4月1日から履行開始が求められることから、不落随意契約の対象とし、業務委託であるため低入札価格調査制度は適用外であり、最低制限価格制度についても対象業務としている清掃、警備、廃棄物処理ではないため適用外である。
事業概要	市民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、市民バス（運行区画11路線27系統）の運行を行うもの。
委員会意見	11路線27系統となると他に運営できる者がなく競争入札に馴染むのか疑問がある。予定価格の算定方法について、公認会計士の監査等により金額の妥当性を検証することが必要と考える。随意契約で業者を選定し、市が要求する条件を満たしているか、モニタリングをすることの方が実行上望ましく、効率的ではないか。

審議概要	
案件No	2
案件名	登米市祝祭劇場地下階エアコン復旧工事
入札経過及び結果等	本案件は指名競争入札で1度目の入札を執行したところ、応札者が1者のみのため中止した。2度目についても指名競争入札で執行し、指名業者については、「管工事指名基準」に基づき、設計金額が500万円未満の場合に指名する、1度目が中止となった場合の取り扱いとして、1度目の応札者並びに1度目に指名をしていない施工地の市内B等級の業者12者を指名。最低制限価格制度を適用のほか、災害復旧であることから、不落随意契約の対象として執行したところ5者の応札があり、落札率は99.70%で、予定価格に達しなかった入札が4者という結果であった。
事業概要	令和4年7月の大雨により破損した、登米市祝祭劇場の地下階エアコンの復旧工事を行うもの。
委員会意見	この案件は唯一予定価格を下回った1者が落札したが、その価格が予定価格に近かったため、結果的に予定価格落札率が99.7%になったもので、説明を聞き納得し、問題がないことが分かった。ただし、入札価格に開きがあることから、予定価格の設定がより適正に行われるよう今後よく検討していただきたい。

審議概要	
案件No	3
案件名	4災第60105号館の下川外災害復旧工事
入札経過及び結果等	本案件は制限付一般競争入札で執行したところ、7者の入札参加申請があり、落札率は93.06%であった。最低制限価格制度を適用し、予定価格以内の有効な入札が1者で、予定価格に達しない入札はなかったが最低制限価格を下回り、失格となった入札が6者という結果であった。
事業概要	令和4年7月の大雨による館の下川並びに城の内・寺内線の災害復旧工事を行うもの。
委員会意見	この案件では応札した7者のうち6者が最低制限価格を下回ったため失格となり、残り1者がかろうじて最低制限価格を上回ったため落札できた。最低制限価格は国の基準に倣って設定されており問題はないとのことだが、事実上競争が排除された事態となっているので、発注者側と応札者に情報の非対称が生じていなかったか、事後のモニタリングなどにより検証していただきたい。

審議概要	
案件No	4
案件名	複写機賃貸借（農業委員会事務局）
入札経過及び結果等	本案件は指名競争入札で執行をし、指名業者については本市の賃貸等部門の印刷機、複写機に登録のある市内業者10者を指名したところ、8者の応札があり、落札率は96.57%であった。低入札価格調査制度並びに最低制限価格制度については、審議案件1と同様適用外である。入札で予定価格以内の有効な入札が1者、予定価格に達しなかった入札が7者という結果であった。
事業概要	農業委員会事務局における事務執行に係る複写機1台の賃貸借をするもの。
委員会意見	この案件は債務負担行為が設定され、この範囲が上限であった。予定価格以内の入札は1者のみで予定価格に近いものであったが、説明により不正はなかったと判断している。落札者と他者の価格にかなり開きがあり、国の機関では参考見積金額に2倍の差が出る場合は仕様書に問題があるという指摘がある。応札者は専門業者であるので、なぜ、こうしたことが起きたのかよくわからない。適切な入札のため何らかの牽制も必要と考える。市民が納得する説明をするためにも、紛らわしい事態を招かないよう注意していただきたい。

審議概要	
案件No	5
案件名	市民輸送兼用スクールバス及び幼稚園送迎バス（米山東小、米山幼）運行業務
入札経過及び結果等	この案件は指名競争入札で執行し、指名業者については本市の旅客運送の部門の一般貸切旅客自動車運送に登録のある市内業者10者すべてを指名し、令和5年4月1日から履行開始が求められることから、不落随意契約の対象とした。3者の応札があったが、全者が予定価格に達しなかったため、最低価格を見積った業者と価格交渉を行い見積決定となり、落札率は99.99%であった。低入札価格調査制度並びに最低制限価格制度は審議案件1と同様で適用外である。
事業概要	米山東小学校において遠隔地から通学する児童の安全と通学の利便を図るため、スクールバスを運行するもの。併せて、米山幼稚園に通園する園児の送迎バスを運行するもの。また、小学校登校と下校の間の時間帯に地域住民の利便を図るため、市民輸送バス（住民バス）として運行するもの。
委員会意見	これまでの業者に継続的にお願いすることが通常だと思うが、この案件では競争が行われ3者が応札し、何れも予定価格を上回ってしまった。不落随契を設定しているので、3者の中で最低価格提示者と協議し契約。説明を聞き問題がなかったことを確認した。スクールバス等は安全運行はもとより休みなく継続運行されなければならない。確実に実行するためにも、スクールバス等の運行をエリアごとに業者を分散させることで、問題が生じたときに他の業者で代替できるようにしておくべきであろう。また、同じ業者が継続する場合は、実際の費用を適切に把握し、合理性の検証が必要である。

審議概要	
案件No	6
案件名	地方税共通納税システム対象税目拡大（QRコード活用を含む）に伴う滞納管理システム改修業務
入札経過及び結果等	本業務は国の税制大綱の改正があり、公金納付の便宜性を高めるため、今年4月からスマホ、パソコン等で納税者が電子納付できる、地方税共通納税システムの対象税目の拡大があった。このことから滞納管理システムにおいてもQRコードの活用を含め、納税相談後の納付書発行に関する改修の必要が生じた。見積合わせ参加資格の設定理由は、業務の性質から相手方を特定せざるを得ないため、本市の契約規則、ガイドラインに基づきシステム構築業者を選定し特命随意契約を実施した。
事業概要	税制改正大綱において、地方税共通納税システムの対象税目を拡大することが明記されたことから、本市の基幹系滞納管理システムで発行する税納付書に新たに案件特定キー、確認番号およびQRコードを付すため改修するもの。
委員会意見	この案件は特殊な業務なので、業者が1者に限られ、落札率が100%になっても致し方ないことだと思う。ただし、同じような業務で落札率が100%を下回っている案件が少なからずあるが、落札業者の経営努力によるものであるとの説明を受け納得した。いずれにせよ随意契約なので、発注者側と受注側の信頼関係の確立が肝要である。常に市民の税金を使うということを忘れずに、公正な取引を実現するよう努力していただきたい。

総合的所見

委員会意見

今回も6件の案件を抽出し、関係者の説明をもとに協議した。どれも不正があるとは認められなかったということで、特に問題はなかったと思う。最も低い価格を提示した業者が落札するのは、市民の税金を効率的に使用することになるので、そのこと自体望ましいことだが、そのための大前提として業者間の健全な競争があることを忘れてはならない。常に公正な入札競争が実現されるよう発注者側の一層の気持ちの引き締めをお願いしたい。以前にも述べたが、類似案件との比較で検討しないと実態の把握が難しいと考えている。入札の形式をとっているが、落札した1者しか当該案件に該当する業者がいない、またはできないなどの場合もあるが、その場合予定価格を適切に設定することが重要になってくる。できるだけ早い段階からヒヤリング等を行うこと、また一定金額以上の案件については外部の会計士等を使って、予定価格の妥当性等を検証させるのも一つの対応方法であると考えている。